７．各種計画の把握

１）上位計画・関連計画の把握

２）各種プロジェクト

１）上位計画・関連計画の把握

（１）国土利用計画（全国計画）ー第五次ー

＜平成 27 年 8 月＞　　計画期間：平成 27 年～37 年

国土利用計画法第５条に基づき、全国の区域について国土の利用に関する基本的事項を定める計画である。都道府県計画及び市町村計画とともに同法第４条の国土利用計画を構成し、国土の利用に関しては国の計画の基本となるとともに、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となる。

■第五次国土利用計画（全国計画）における基本方針：

〇国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、本計画では、「適切な国土管理を実現する国土利用」「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」「安全・安心を実現する国土利用」の３つを基本方針としています。

【適切な国土管理を実現する国土利用】

□都市的土地利用

・都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導等

□農林業的土地利用

・農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生抑制

・国土保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全

□健全な水循環の維持又は回復等

【自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用】

□自然環境の保全・再生・活用

・優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成

・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進による地域の魅力等の向上

□地域の個性ある景観の保全・再生・創出等

【安全・安心を実現する国土利用】

□安全を優先的に考慮する国土利用

・地域の実情等を踏まえ災害リスクの高い地域の土地利用を段階的に制限

□国土の安全性の総合的な向上

・経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進。交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性等

〇今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行するなかで、基本方針を効率的に実現するために、

・防災・減災、自然共生、国土管理などの効果を複合的にもたらす「複合的な施策」

・開発圧力が低減する機会をとらえ、土地の履歴や特性を踏まえ、最適な国土利用を選択する「国土の選択的な利用」

を推進する必要がある。

【複合的な施策の推進】

・自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組など複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進

・国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても国土の適切な管理を行う

【国土の選択的な利用】

適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、

・管理コストを低減させる工夫とともに、

・森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた自然環境を再生するなど新たな用途を見出すことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択

（２）国土形成計画（全国計画）

＜平成 27 年 8 月＞　　計画期間：2015 年〜2025 年

新たな国土形成計画（全国計画）は、本格的な人口減少社会の到来、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展できるか否かの重要な岐路にさしかかっているという認識のもと、2015 年から概ね 10 年間の国土づくりの方向性を定めるものとして、2015 年 8 月 14 日に閣議決定された。

■国土づくりの目標：
　１）安全で、豊かさを実感することのできる国
　２）経済成長を続ける活力ある国
　３）国際社会の中で存在感を発揮する国

■計画の基本コンセプト：「対流促進型国土」の形成
　○「コンパクト＋ネットワーク」
　　→ 人口減少に立ち向かう地域構造・国土構造
　○「個性」と「連携」による「対流」の促進
　　→ 地域の個性を磨き、地域間・国際間の連携によって活発な「対流」を起こす
　○「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」
　　→ 「住み続けられる国土」と「稼げる国土」の両立
　○これにより、各地域の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現

■具体的方向性：
　①ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土
　　○個性ある地方の創生
　　○活力ある大都市圏の整備
　　○グローバルな活躍の拡大
　②安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤
　　○災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築
　　○国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成
　　○国土基盤の維持・整備・活用
　③国土づくりを支える参画と連携
　　○地域を支える担い手の育成
　　○共助社会づくり
■広域地方計画の策定・推進
　　○全国計画を踏まえて、 ８つの広域ブロックごとに計画策定
　　○各広域ブロックの自立的な発展、相互の交流・連携
　　○各広域ブロックの独自性を活かし、 特色ある地域戦略を描く
■国土利用計画との連携
　　○国土利用の基本方針
　　　・適切な国土管理を実現
　　　・自然環境・美しい景観を保全・再生・活用
　　　・安全・安心を実現

（3）静岡県総合計画（後期アクションプラン）

『富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり』
～東京時代から静岡時代へ～
＜令和４年３月＞　　計画期間：2022 年（令和４年）～2025 年（令和７年）の４年間

本県の置かれている現状や課題を整理・分析した上で、令和４年度から令和７年度までの後期４年間の県政運営の基本方向を明らかにしている。

地域計画において、吉田町は志太榛原・中東遠地域に位置している。

■基本理念：富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり
■目指す姿：「県民幸福度」の最大化
「生まれてよし老いてよし」、「生んでよし育ててよし」、「学んでよし働いてよし」、「住んでよし訪れてよし」の理想の姿を目指す
■基本理念・理想の姿の具体化の方向：
１）安全・安心な地域づくり
政策１：命を守る安全な地域づくり　政策２：安心して暮らせる医療・福祉の充実
２）持続的な発展に向けた新たな挑戦
政策３：デジタル社会の形成　政策４：環境と経済が両立した社会の形成
３）未来を担う有徳の人づくり
政策５：子どもが健やかに学び育つ社会の形成　政策６：“才徳兼備”の人づくり
政策７：誰もが活躍できる社会の実現
４）豊かな暮らしの実現
政策８：富をつくる産業の展開　政策９：多彩なライフスタイルの提案
政策 10：地域の価値を高める交通ネットワークの充実
５）魅力の発信と交流の拡大
政策 11：“ふじのくに”の魅力の向上と発信　政策 12：世界の人々との交流の拡大
■政策の実効性を高める行政運営
○現場に立脚した背策の構築・推進
○デジタル技術を活用した業務改新
○生産性の高い持続可能な行財政運営
■地域の目指す姿
中部地域
『空・海・陸のネットワークと豊かな歴史・文化で世界の人々が集う中枢都市圏』
西部地域
『世界トップクラスの技術と豊かな自然の恵みで新たな価値を生み出す創造都市圏』
東部地域
『日本の国土のシンボル富士山を世界との交流舞台とした健康交流都市圏』
伊豆半島地域
『世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏』

（４）国土利用計画（静岡県計画）ー第五次ー

＜平成 30 年３月変更＞　　計画期間：平成 26 年（基準）～令和８年

国土利用計画法第７条の規定に基づき、総合的かつ計画的な県土利用を図るための基本方針を定めるものであり、県土利用に関する行政上の指針となるものである。

吉田町は、志太榛原・中東遠地域に位置している。

■県土利用の基本方針：

多様な価値観を持つ県民が幸せを享受できる「生まれてよし 老いてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」、「住んでよし 訪れてよし」の理想郷の現実に向けた県土利用を図っていくことが必要である。

本計画では『日本一の「安全・安心」を実現する県土利用』、『将来に向け持続的成長を確保する県土利用』、『憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用』の３つを基本方針とし、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”」実現を目指す。

１．日本一の「安全・安心」を実現する県土利用

・大規模自然災害への備え

地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて、県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

２．将来に向け持続的成長を確保する県土利用

・多様なライフスタイルの実現

地域の特性を活かし、県民一人ひとりの様々な価値観に応じて、多様なライフスタイルを選択できる県土利用を目指す。

・都市的土地利用

自然と都市機能が調和した誰もが豊かな暮らしを実感できる都市圏（生活圏）を形成する。

・農林業的土地利用

農地の集約化や豊富な森林資源を活かし農林業の高い生産性を促進する。なお、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換はその可逆性が低いことや生態圏、水循環、景観等への影響を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行う。

・地域間の交流と連携の促進

地域が有する資源や魅力を活かすため、地域間を結ぶ各種交通インフラの整備により、交流・連携を支えるネットワークを構築する。

・ＩＣＴ等の技術革新の活用

ＩＣＴ（情報通信技術）等の技術革新は県民生活、生活基盤をも変容させせることから、ＩＣＴ技術革新に対応した県土利用の促進を図っていく。

３．憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用

・景観の保全・創出

自然景観を保全・活用するとともに借景として生活景観の中に積極的に取り込む。

・自然環境の保全・再生

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を核として自然環境の保全・再生を進める。

・美しく品格のある景観と豊かな自然環境の活用

本県の美しく豊かな景観や自然環境を活かし、農産漁村と都市との様々な地域間相互の交流や経済循環を促進する。

（５）第５次吉田町総合計画

＜平成 28 年３月＞　　計画期間：平成 28 年～令和５年

吉田町総合計画の策定に関する条例に基づき、今後の８年間に進めるべき方向性を確立し、吉田町の行政運営及び、まちづくりについて総合的な指針となるものである。

■基本理念：安全で安心して住み続けることのできるまちづくり
賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり
豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり
■将来都市像：人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町
■基本計画の７つの柱：
１．災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり
２．誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり
３．活力あふれる産業振興のまちづくり
４．魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり
５．次代を担う心豊かな人を育むまちづくり
６．豊かな自然と共生するまちづくり
７．行政と住民が一体となって取り組むまちづくり
■人口・世帯数：
令和５年における人口は、29,100 人、世帯数は 11,200 世帯と想定
■土地利用の構想：
１．自然環境と美しい景観の保全に配慮した土地利用の推進
２．安全で安心できる土地利用の推進
３．活力ある産業振興を図る土地利用の推進
４．長期的・広域的視点に立った土地利用の形成
５．住民の意見を反映した土地利用の推進

（６）吉田町都市計画マスタープラン

～住みやすく活気のある水・緑豊かな協働のまち　吉田町～
＜平成 21 年２月（平成 30 年３月変更）＞　　計画期間：平成 21 年～令和７年

都市計画法第 18 条の２に基づき、基礎的自治体である市町村が、住民参加の下に、地区ごとのあるべき姿、道路・公園等の公共施設の計画、地域における都市づくりの課題及び、それに対応した整備等の方針をより具体的かつきめ細かく定めるものである。

■基本理念：≪安心定住≫安全で安心して住み続けることのできる“都市づくり”を大切にする
≪活気≫健やかで賑わいと活気のある“都市づくり”を大切にする
≪共生≫環境と共生する“都市づくり”を大切にする
≪協働≫自発し、互いに協力し合う“都市づくり”を大切にする

■都市づくりの目標：『住みやすく活気のある　水・緑豊かな協働のまち　吉田町』

■都市づくりの方向：
１．誰もが安全で安心して暮らせる、住みやすいまちづくり
２．交流と地域の活力があふれる元気なまちづくり
３．緑や水の環境を守り、地域資源を活かすまちづくり
４．対話と協働のまちづくり

■将来都市像（土地利用の基本的な区分）

○住居系地域

一般住宅：用途地域内を中心に広がる住宅地には、住環境の維持に配慮しながら、戸建住宅を主体とした住宅を誘導

低層住宅地：用途地域内の二級河川湯日川沿いの住宅地には、戸建住宅を主体とした低層・低密度の住宅を誘導

既存集落地：北区地域の用途地域周辺に広がる住宅地及び介在農地には、豊かな緑の環境が保たれた住宅環境を維持

○商業・複合系地域

商業・業務地：住吉地域の古くから商業が集積していた地区には、近隣住民が徒歩で利用できる商業・業務機能を誘導

沿道利用地：国道 150 号、(都)東名川尻線、(都)北部幹線、(都)富士見幹線、(都)榛南幹線、町道東名大井川線の沿道には、沿道の利便性を活かした商業・業務・流通・サービスを中心とする機能を誘導
北オアシスパーク(防災公園)及び東名吉田インターチェンジ周辺には、町の玄関口としての情報発信機能を備え、賑わいを創出し、災害時も住民などの生活を支える生活物資を滞りなく供給する商業機能を誘導

○工業系地域

工業地：既存の工業系用途地域及び用途地域に隣接して工場・企業が立地している地区には地区内にある未利用地や遊休地を活用して、新たな企業立地と町内企業の移転を進め、工業施設の集積を誘導
川尻・高島地区には、「内陸のフロンティアを拓く取組」における企業活動維持支援事業誘致

〇自然系地域

農　地：農業振興に取組む一団の農地は、良好な環境を保全・改善

都市的土地利用検討地：住吉地域の国道150号以南は、農地の保全を基本としつつ、都市構造の変化による周辺状況の変化や防災対策の必要性を注視し、都市的土地利用を検討

公園・緑地：(都)吉田公園、(都)能満寺山公園をはじめとする既存の公園・緑地のほか、生活に身近な場所に、新たな公園・緑地を検討
北オアシスパーク(防災公園)や(都)吉田公園の活用を進めるとともに(都)大井川清流緑地の整備、牧之原台地南端の斜面林の環境維持

河　川：一級河川大井川、二級河川坂口谷川、二級河川湯日川などの主要河川において、災害防止対策に努めるほか、水の潤いを感じることのできる環境を整える

（７）榛南・南遠広域都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

＜令和３年３月＞
目標年次　区域区分、都市施設の整備等　　　　：2025 年(令和７年)(基準年次から 10 年後)
　　　　　都市づくりの理念、将来の都市構造：2035 年(令和 17 年)(基準年次から 20 年後)

本計画は、都市計画基礎調査の結果を踏まえ、広域的見地から榛南・南遠広域都市計画区域全体の将来像と実現手法及び、プログラムを示したものである。

■基本理念：①持続可能な都市の実現に向けた、誰もが便利で快適に暮らせるコンパクトな都市づくり
②広域交通網を活用した交流と連携による活力ある都市づくり
③災害の最小化と迅速な復興により、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくり
④恵まれた自然環境、地域資源を守り、活かした魅力ある都市づくり
⑤住民・地域・企業・行政による協働と連携の都市づくり

■土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針：

１．住宅地

吉田町住吉地区の既に比較的密度の高い住宅地を形成している地区は、住民の日常生活の利便性を確保するため、比較的小規模な商業施設等の立地可能な一般住宅地として配置する。

吉田町片岡地区等の市街地外縁部にある住居系の新市街地では、ゆとりとうるおいのある低密度住宅地を配置する。

２．商業・業務地

吉田町住吉地区を商業・業務地の中心地として位置づけ、商業・業務機能の集積や整備拡充を図るために商業地を配置する。吉田町片岡地区の3･5･9 片岡幹線（国道150 号）沿道は、既に沿道型の商業施設が多数立地していることから、今後も引き続き、沿道型の商業・業務地を配置する。また、吉田町浜田土地区画整理事業地内にも、幹線道路が交差する利便性を活かした沿道型の商業・業務地を配置する。

３．工業地

吉田町住吉地区の織布業関連、川尻地区のうなぎ加工業関連の工場等が立地している地区については、地場産業の振興を図るため、居住環境と生産環境の調和と共生に配慮しつつ軽工業を主とした工業地を配置する。

■その他の土地利用の方針：

１．優良な農地と健全な調和に関する方針

吉田町の住吉・片岡地区の吉田たんぼ及び区域内における一団の水田等の農用地区域は、農業生産の基盤となる優良農地であり、適切に保全する。

２．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

市街地をとりまく森林、農地などは、それらが有する保水、遊水機能等の災害防止機能が維持されるよう無秩序な開発を抑制する。

３．秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

東名高速道路吉田インターチェンジ周辺等、計画的な市街地整備の検討を行う地区については、計画を策定する過程で、都市計画上の影響を予測した立地評価を行い、整備の見通しが明らかになった段階で農林業との調整を行った後、用途地域の拡大や地区計画の指定を図り、適正な立地を行う。

２）各種プロジェクト

本町では現在、以下のようなプロジェクトが計画されている。

地区	No.	名称	備考
北部地域	①	吉田インターチェンジ周辺整備事業	
	②	大幡川幹線整備事業	
	③	大幡川・大窪川改修事業	
	④	湯日川改修事業	
東部地域	⑧	東名川尻幹線４車線化事業	
	⑨	ふじのくにのフロンティア企業活動維持支援事業	
	⑩	大井川堤防嵩上げ事業	
	⑪	浜田地区土地区画整理事業	
	⑫	吉田公園南側区域整備事業	
西部地域	⑤	小山城周辺整備事業	
	⑥	念佛橋撤去事業	
	⑦	東名川尻幹線４車線化事業	
	⑬	多目的広場整備事業	
	⑭	住吉海岸防潮堤整備事業	
	⑮	西の坪公園整備事業	
	⑯	坂口谷川治水対策事業	
	⑰	坂口谷川堤防嵩上げ事業	
	⑱	吉田漁港津波対策事業	

プロジェクト計画図

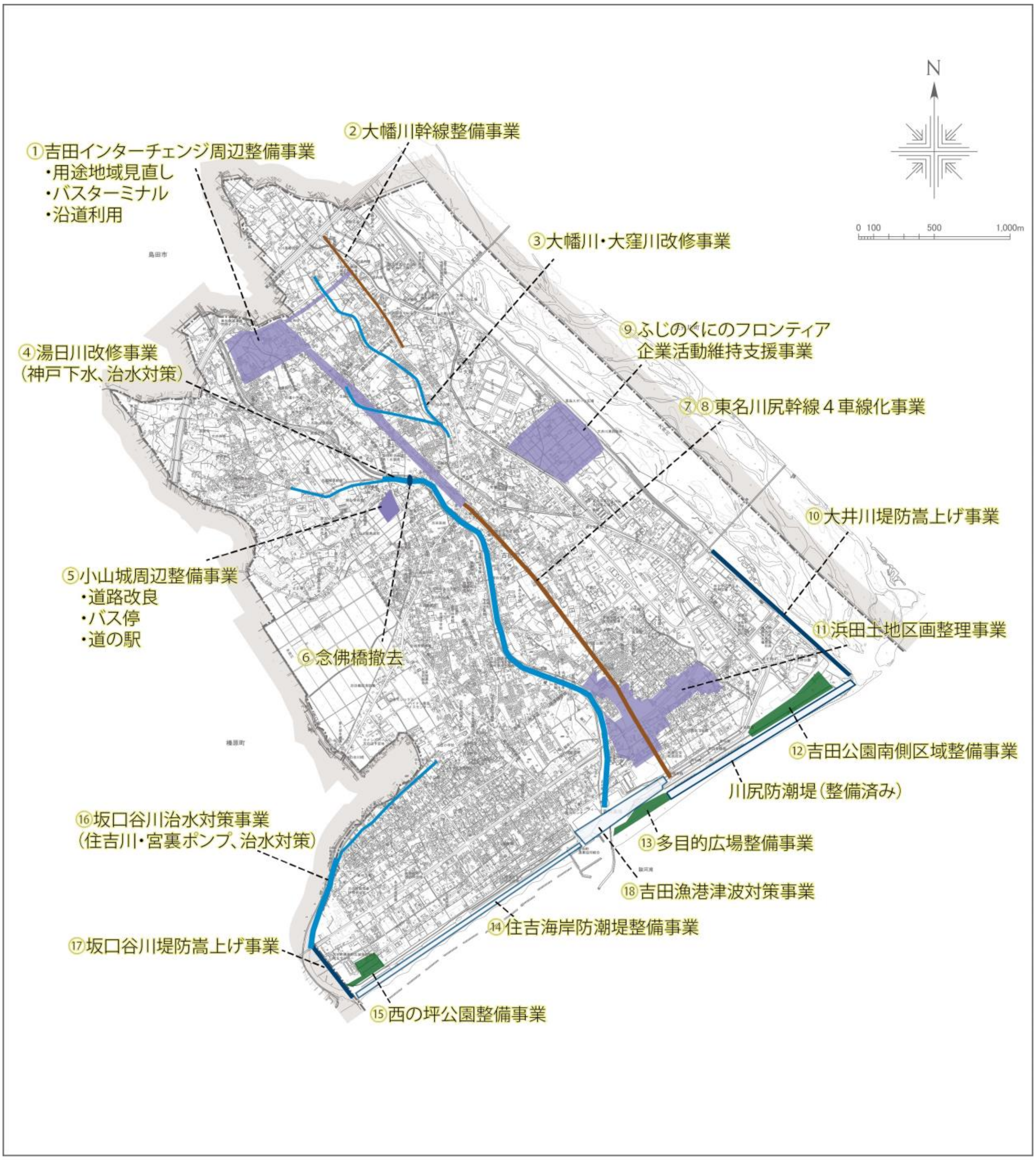

- ：道路整備
- ：市街地・施設整備
- ：公園・広場整備
- ：河川整備・防災事業
- ：行政界

７．各種計画の把握